

出展(出店)者 大募集!!



むっくし! 佐久市

■会 期

平成27年10月3日(土)～4日(日)〈2日間〉

開 会 式 : 3日(土) … 午前9時30分～

開催時間 : 3日(土) … 午前10時～午後5時

4日(日) … 午前9時～午後4時

(開催時間は変更になる場合もあります)

■会 場

駒場公園佐久創造館、佐久市立近代美術館、

佐久市立中央図書館、家畜改良センター長野支場

■主 催

佐久市、佐久商工会議所

■後 援

臼田町商工会、佐久市望月商工会、浅科商工会、

(一社)佐久法人会、(一社)佐久法人会佐久市支部

1. 出展(出店) 範囲

◇佐久市内の企業及びその他市町村の企業で自社PR、自社製品・商品展示・即売を行おうとするもので、主催者が認めたもの。

◇佐久のものづくりや住環境、食文化、流通サービス、交通運輸、情報技術などあらゆる業種でオリジナリティー豊かな自社(自店)開発品やサービス。その他主催者が認めたもの。

2. 出展(出店) 経費等

※以下料金は全て税込みとなります

①1小間あたりの出展(出店) 料

会 員 … 展示関係=3,000円 物販・サービス=5,000円 飲食関係=7,000円

非会員 … 展示関係=6,000円 物販・サービス=10,000円 飲食関係=14,000円

・屋内での出展(出店)の場合は、間口210cm×奥行180cmとします。

・屋外での出展(出店)の場合は、間口360cm×奥行270cmのテントとします。

・屋外飲食屋台テントの場合は、間口210cm×奥行180cmのテントとします。

・移動販売車の場合は、軽自動車1台で1小間、普通車以上は2小間とします。

※左記の間口以下の場合も
経費は同様とします。

②屋外での出展(出店)の場合、テント及び机等については原則、出展(出店)者でご用意ください。どうしてもご用意ができない場合は主催者にご相談ください。(貸出数限定・有料)

③各展示・売場のディスプレイ等の費用は出展(出店)者負担となります。また準備・撤収は必ず出展(出店)者で対応してください。ご協力いただけない場合は費用負担(出不足金)をお願いいたします。

④電気を使用する場合、100V(1,000W)のコンセント1個まで無料。使用電気容量が1,000Wを超える場合には1,000W加算ごとに2,000円になります。三相200V使用の場合、あらかじめ申し出てください。

※使用電気容量については必ずご確認ください

特に電子レンジ、ホットプレート、湯沸しポット、保温器、冷凍庫、冷蔵庫など熱量の高い調理器具をご利用される場合は必ず明記してください

⑤搬出・入にかかる経費等は、出展(出店)者負担となります。

⑥机(H70cm×W180cm×D45cm)1小間につき机1卓まで無料。それ以上必要とする場合は賃借料1卓1,000円となります。イス賃借の場合は1脚につき200円となります。

⑦社名板作成代

木製社名板(H60cm×W30cm)は1枚3,000円となります(これまでに作成した社名板をそのまま使用する場合は無料)。一般コーナー出展(出店)用CPパネル製(H30cm×W90cm)は1枚につき2,000円となります。

なお、出展(出店)者が自ら社名板を用意する場合は無料です。

3. 商品の管理保全

商品等出展物及び貴重品は出展(出店)者の責任において管理、保全してください。主催者は盗難破損等の賠償の責を負いません。但し、警備保障会社等による夜間の屋外会場の巡回警備は実施いたします。

4. 売場開設準備と片付け等

①営業上必要とする什器、備品は出展(出店)者が準備してください。

②テーブルクロスは出展(出店)者でご用意下さい。

③食品販売や飲食等、許認可を必要とする業種は必ず事前に許認可を受けてください。主催者側での許認可取得は行ないません。

④出展(出店)準備は10月2日(金)午前9時～午後4時、商品搬入は3日(土)午前7時～午前8時30分(時間厳守)までの予定です。混雑が予想されますので時間を指定させていただく場合があります。

⑤搬出は10月4日(日)午後4時～午後5時30分および10月5日(月)午前9時～正午(時間厳守)までに済ませてください。

5. 出展(出店)の申し込み

出展(出店)希望者は、本会報折込の出展(出店)申込書に必要事項を漏れなく記入し、平成27年7月17日(金)までに商工会議所事務局へ出展(出店)料を添えてお申し込みください。期限後のお申し込みは出展(出店)できない場合もありますので、お早めにお申し込みください。(お振込先 八十二銀行佐久市役所出張所/普通預金No.30253/佐久商工会議所)

6. 売場の調整

・小間のスペースや位置等は調整させていただく場合があります。

7. 出店の取消等

・過去に佐久市、佐久商工会議所のイベント等において、過失等を起こした者は、一切出店を認めません。

・出店の権利譲渡は認めません。権利譲渡が判明した場合は、出店の取消を致します。

8. 開催イベント

・会期中随時開催(詳細は検討中)

9. ゴミの取扱について

・出展(出店)や販売に伴い発生したゴミ(販売したものも含む)につきましては、必ず出展(出店)者がゴミ箱を店の前(横)に設置をして持帰りに処分して下さい。また会期中、お客様が気持ちよくお買物ができるように、小間周囲の清掃にもご配慮下さい。

10. そ の 他

・出展(出店)にかかわる疑問・質問等ございましたら、佐久商工会議所(Tel62-2520)までお問合せください。